



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 4 日 (金)
第 8 5 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (716) (会計指導課) 2 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (717) (中部総合事務所福祉保健局) 2 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (718) (〃) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (719) (西部総合事務所福祉保健局) 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (720) (〃) 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (721) (〃) 3 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (722) (東部福祉保健事務所) 3
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (23) (教育総務課) 4
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (2件) (景観まちづくり課) 4 森林法による開発行為の変更許可 (西部総合事務所日野振興センター) 5 平成25年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (追加募集: 電気)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 8 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 10

告 示

鳥取県告示第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部総務課

課長補佐 白岩 達男

3 委任期間

平成25年10月2日から平成26年3月31日まで

鳥取県告示第717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
アメニティ株式会社	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	平成25年9月25日	平成25年10月25日	訪問介護

鳥取県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
アメニティ株式会社	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	平成25年9月25日	平成25年10月25日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社いこいの広場らんちゅう	いこいの広場らんちゅう	日野郡江府町大字武庫1198-1	平成25年10月1日	通所介護

鳥取県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社いこいの広場らんちゅう	いこいの広場らんちゅう	日野郡江府町大字武庫1198-1	平成25年10月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市加茂町二丁目180	さんふく	米子市加茂町二丁目180	就労継続支援A型	平成25年9月26日

鳥取県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人や ず	こおげ訪問看護 ステーション	八頭郡八頭町宮谷 123	平成25年9月 26日	平成26年3月 31日	訪問看護

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第23号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年10月4日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 日時 平成25年10月7日（月）午後2時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
 - 鳥取県教育振興基本計画の改訂について
 - その他

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画の種類及び名称
赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
西伯郡大山町八重、樋口、石井垣、赤坂、下甲、住吉、殿河内、下市及び松河原
- 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、琴浦町役場（分庁舎）建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1）及び大山町役場（大山支所）建設課（西伯郡大山町末長500）
- 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成25年10月4日から同月18日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
淀江都市計画道路 1・3・2号東伯淀江線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
西伯郡大山町豊成、倉谷、小竹、東坪及び西坪
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、大山町役場（大山支所）建設課（西伯郡大山町末長500）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成25年10月4日から同月18日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月4日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 澤 田 雅 広

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				土地の面積				
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
落合建材 代表者 落合 金市	日野郡日野町下榎 70-1	日野郡日野町中菅 字 中山 579-80 外1筆	真砂土の採取	6.5570ヘクタール	6.5570ヘクタール	2.2908ヘクタール	平成25年9月16日から平成30年9月15日まで	平成25年9月12日

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の名称

平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：電気））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
電 気	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額169,700円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成26年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成25年11月10日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成25年12月中旬（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成25年12月2日（月）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成26年1月上旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成26年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成25年10月4日（金）午前0時から同月16日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年10月4日（金）から同月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年10月21日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年10月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成25年11月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年10月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年11月10日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成25年11月12日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成25年11月25日 午前8時30分から 午前11時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成25年11月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年11月5日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	1人
平成25年11月7日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年11月12日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年11月14日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

平成25年11月19日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年11月19日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成25年11月21日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	1人
平成25年11月26日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年11月28日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月4日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

電子カルテ端末等 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年2月28日(金)

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成25年10月17日(木)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年10月4日(金)から同年11月14日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成25年10月4日(金)から同年11月14日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271(内線2212)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年10月4日（金）から同月18日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成25年10月4日（金）から同月18日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年11月14日（木）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年11月1日（金）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) client of Hospital information System, Printer , etc in Tottori Prefectural Chuou Hospital ,
1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 1
November, 2013

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 14 November, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 14 November, 2013

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori
Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2212